

条例検討専門部会(第2回会議)における主な意見について

【条例の形】

- ・手話言語条例を別で制定してほしい。
- ・手話言語条例をどうするかは、今回の議論からは外して大きな課題にしておくのがよい。

【条例名】

- ・「手話をはじめとする」は削除すべき。
- ・「手話を含めた」「手話ならびに」に変えてはどうか。
- ・「文化を守り育てる」が「障害の…促進」に変わり、随分わかりやすくなった。
- ・「手段」は削除した方がいい。
- ・意思疎通の前提として情報取得が大事。法律の「情報の取得及び利用」を入れてはどうか。
- ・手段を利用促進するのだが、意思疎通を豊かにして、それぞれの障害のある人たちの尊厳につながっていくことが本条例の趣旨である。

【前文】

- ・知的障害の歴史に関する表現はこれでよい。
- ・手話の5つの権利や手話の言語性に関する記述は削除すべき。

【定義】

- ・手話は言語そのものである。「手話」の定義は、手話言語条例に持って行くべき。
- ・「口文字」、「透明文字盤」、「手のひら書き」を入れてほしい。
- ・「盲ろう者向け通訳」の表現は、「通訳・介助者」に改めてほしい。

【責務および役割】

- ・県、市町が独立であることを前提としても、「市町の連携」に関する記述は「県の責務」のあとに規定を置くべき。
- ・学校等の設置者の役割の最後の教職員への研修等は、努力義務でなく法的義務とすべき。

【見直し規定】

- ・3年は長い。